

行政職 3 級等への昇任選考における試験問題等の公表に関する要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、昇任選考事務の信頼を確保し、受験希望者に対し受験勉強への利便性の向上を図るため、大阪市人事委員会が実施する行政職 3 級等への昇任選考の試験問題及びその解答（以下「問題等」という。）の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表する問題等)

第 2 条 公表する問題等は、昇任選考において出題した論文試験問題、筆記試験問題（択一式）及び筆記試験問題（択一式）における解答とする。ただし、次の各号に該当する問題等又は範囲を除く。

- (1) 法令等の規定により公表が制限されている問題等又は範囲
- (2) 非公表を条件として提供を受けている問題等
- (3) その他将来の選考事務の公正又は円滑な事務遂行に支障が生じるおそれのある問題等又は範囲

(公表の方法)

第 3 条 問題等の公表は、本市庁内ポータルへの掲載により行う。

(公表の期間)

第 4 条 問題等の公表期間は、昇任選考実施後 14 日を目途に行い、3 年間とする。

(実施細目)

第 5 条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に人事委員会の事務局長が定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 25 日から施行する。